

財団法人日本クリスチャンアカデミー  
関西セミナーハウス活動センター  
賛助会員に関する内規

第1条 関西セミナーハウス活動センターは、財団法人日本クリスチャンアカデミーの理念に賛同し、関西セミナーハウス活動センターの活動を継続的に支えようとする人を賛助会員とし、賛助会員から、毎年一定の賛助会費を受ける。

第2条 賛助会費は、年間 5,000 円あるいは 10,000 円とする。会費は納入した月から 1 年間有効とする。

第3条 賛助会員には、財団法人日本クリスチャンアカデミーの定期刊行物「はなしあい」、関西セミナーハウス活動センターのプログラム案内および報告などを送る。

第4条 この内規の制定および改廃は関西セミナーハウス活動センター運営委員会の議決により行い、常任理事会に報告する。

附 則 この規則は 2007 年 11 月 24 日より施行する。